

見附市告示第34号

見附市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月24日

見附市長 稲田 亮

見附市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱（平成22年見附市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第5条中「見附市税を完納している者」を「市区町村税の滞納がない者」に改める。

第7条第1項第5号中「前年度の市税を納税した証明書」を「市区町村税の納税証明書（申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。）」に改める。

別表第2中「、建築基準法」の次に「（昭和25年法律第201号）」を加え、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」を「建築基準法」に改める。

様式第1号中

「氏名」  
〔法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕  
「氏名」  
〔法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕

（自署の場合、押印不要）」に、

「見附市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。」を

「見附市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、申請内容確認のために、納税状況について、見附市が調査することに同意します。」に、

「前年度の市税を納税した証明書」を  
「市区町村税の納税証明書（申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。）」に改める。

様式第2号中

「氏名」 [ 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 ] ㊟」を

「氏名」 [ 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 ]

（自署の場合、押印不要）」に、

「見附市民間建築物吹付アスベスト対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。」を

「見附市民間建築物吹付アスベスト対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、申請内容確認のために、納税状況について、見附市が調査することに同意します。」に、

「前年度の市税を納税した証明書」を

「市区町村税の納税証明書（申請者が1月1日時点で見附市の住民基本台帳に登録されていない者に限る。）」に改める。

様式第5号、様式第6号、様式第7号及び様式第8号中

「氏名」 [ 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 ] ㊟」を

「氏名」 [ 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 ]

（自署の場合、押印不要）」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。